

従業員の労務管理に関する 行政手続コスト削減の基本計画

国土交通省 海事局
平成29年9月19日

1. 対象手続(船員法)

- 船員法は、労働基準法と同様に個別的労働関係にある労働者の保護を図ることを目的とする法律であり、船員は労働基準法の適用除外
- これは、船員の労働が、「孤立性」、「自己完結性」、「危険性」、「職住一致」という海上労働の特殊性を有していることによるもので、労働基準法と異なる労働契約・労働条件に関する特殊な規定の他、船員の労働の場である船舶の航行の安全を確保するために、船長の職務・権限、船内規律など、海上交通安全法規についても規定している。

船員法等に基づく労務管理に関する手続の現状

- ✓ 全17種類のうち、4種類の手続が基本計画策定対象
- ✓ 年間総手続件数 約11万件

電子化の状況

【e-Govによる電子申請が可能な手続】

- ✓ 雇入契約成立等の届出 約11万件

コスト計測の対象

【電子化されていない手続】

- ✓ 時間外労働に関する協定の届出
- ✓ 補償休日労働に関する協定の届出
- ✓ 就業規則の届出

2. 現在の対応状況と今後のスケジュール


現状・課題

12月末までに、事業者ヒアリング等を実施する予定であるが、課題として想定しているものは次のとおり。

- (1) 電子申請の手続が利用可能かどうか事業者が理解していないのではないか。
- (2) 電子申請の手続方法がわからないのではないか。

削減方策

(1) 電子申請の周知リーフレットの作成・周知等

 リーフレットを平成29年度中に配布予定

(2) 12月末までに、各事業者団体へのヒアリング等を予定

 ヒアリング結果を踏まえ、コスト計測を実施

 電子化されていない手続については事業者のニーズを把握し、検討